写

令４全国高体連第332号
令和５年１月23日

都道府県高等学校体育連盟 会長　殿
全国高等学校体育連盟専門部 部長　殿

(公財)全国高等学校体育連盟
会長　岡田正治

部員不足に伴う複数校合同チームの全国大会への参加について(通知)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本連盟の諸事業の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、学校教育活動の一環として行われる全国高等学校総合体育大会(以下、「全国大会」)における競技種目別大会は、学校対抗戦を原則として実施しています。一方、学校教育を取巻く状況は大きく変化しています。取り分け、近年の少子化傾向は、国や関係する研究機関等が示す予測を遥かに上回るペースで進んでいます。このような状況を受け、本連盟では少子化傾向への対応策の一つとして、これまで認めていなかった部員不足に伴う複数校合同チームの全国大会への参加について慎重な協議を進めて参りました。この度、都道府県高体連並びに全国高体連競技専門部等関係の皆様方のご協力の下、関連する諸規程等の整備を終え、本取組みの導入に向けた準備を整えることができました。

つきましては、標題のことについて下記のとおり通知いたします。関係の皆様におかれましては内容をご確認の上、適切にご対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

１　導入の目的

少子化により単独でのチーム編成が困難な学校が増加している中、これらの学校における部活動での学習成果を発表する機会を確保するために導入する。

２　導入の時期

令和５年４月１日より導入する。

３　複数校合同チーム対象競技種目

原則として個人種目のない以下の団体競技種目とする。

水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー
ラグビーフットボール・ソフトボール・アイスホッケー・ホッケー（計９競技種目）

４　本取組みの導入に関連する諸規程等の整備について

（１）「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」について

全国高等学校総合体育大会開催基準要項の「１２大会参加資格（５）」について、【別紙Ⅰの１】のとおり変更する。

（２）「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」について

本取組みの趣旨及び部員不足に伴う複数校合同チームによる大会参加の条件等について、より

明確にするため、新たに「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」を【別紙Ⅰの１】のとおり策定する。

（３）「複数校合同チームによる大会への参加についての考え方」について

【別紙Ⅰの２】のとおり変更する。

（４）「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」について

本取組みのより円滑な運用実施に向け、競技特性等に応じた競技別ガイドライン【別紙Ⅱの１から８】を策定する。

※ただし、冬季競技のうちアイスホッケーのガイドラインについては完成後別途提示する。

５　その他

（１）関係機関への周知等について

ア　スポーツ庁、（公財）日本スポーツ協会、（公財）日本中学校体育連盟等関係機関には、本通知文書発出時に関連する文書等の「写し」を送付する。なお、都道府県教育委員会に対する周知は、都道府県高体連に別途依頼する。

イ　報道機関等への周知について

報道機関に対しては本通知文書発出後（１月 24 日（火）午前を予定)、関連する文書等の「写し」をファクシミリにより一斉送信する。

ウ　本通知文書規程等のホームページへの掲載について

（ア）上記3の(1)から(4)については、本通知文書の発出後、適切な時期にホームページに掲載する。

（イ）上記３以外の関連資料について

「部員不足に伴う複数校合同チームの全国大会参加に関する手続き等に関するフロー図」及び、「部員不足に伴う複数校合同チームの全国大会参加に関するＱ＆Ａ」については、本通知文書発出と併せてホームページに掲載する。

（２）この件に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

（公財）全国高等学校体育連盟　専務理事　奈良　隆

電　話　03-6268-0027

ﾌｧｸｼﾐﾘ　03-6268-0028

メール　info@zen-koutairen.com

以上

１　「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」の修正について

12　大会参加資格
（５）以下の場合に限り、複数校合同チームの大会参加を認める。
　ア．部員不足に伴う合同チーム
　　（都道府県高等学校体育連盟会長により予選会から参加が認められた場合）
　　詳細は、本連盟が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」と専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」による。
　イ．統廃合対象校による合同チーム
　　（統廃合完了前の２年間に限る）

２　「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」の新規策定について

（１）趣旨
　本規程は、少子化により単独でのチーム編成が困難な学校が増加している中、これらの学校における部活動の成果を試す機会を確保するために導入するものである。したがって、決して勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成であってはならない。
　なお、部員不足に伴う複数校合同チーム（以下「合同チーム」という。）で参加する場合は（２）の条件を満たしているとともに、専門部が定める「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」の編成基準等に合致していることが必要となる。

（２）条件
　①　合同チームの各校は、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。
　②　合同チーム該当競技は、原則として個人種目のない以下の団体競技とする。
　　水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー・ラグビー
　　フットボール・ソフトボール・アイスホッケー・ホッケー（計９競技）
　③　複数の都道府県・広域通信制及び混成課程による合同チームではないこと。
　④　合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。
　　（特例）
　　前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。
　⑤　合同チームの参加申込手続きは、各校の校長が承認の上、代表校長が行うこと。
　⑥　合同チームの引率は、各校の校長が認める各校の職員又は校長から委嘱された部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は各校の校長が合意した代表引率（部活動指導員を除く）とする。部活動指導員に引率を委嘱する校長は、都道府県高等学校体育連盟会長に事前に届け出ること。
　⑦　合同チームの監督・コーチ等は、各校の校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入すること。
　⑧　⑥⑦について各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うこと。
　⑨　参加料・引率に係る経費等は、各校で協議し按分すること。

３　「複数校合同チームによる大会への参加についての考え方」の修正について

複数校合同チームによる大会への参加についての考え方

運動部活動部員数の減少が深刻な状況にある学校が増加したこともあり、全国的に複数校合同での部活動が進められている。

複数校合同チームによる大会参加についての社会的要請があることを受け、部活動活性化のために本連盟が平成 14 年 3 月に認めた団体競技種目における複数校合同チームによる大会参加は、あくまで部活動にひたむきに取り組んでいる生徒に発表の場を提供するための教育的配慮に基づくものである。

したがって、各学校の部活動運営にあたっては上記の趣旨を踏まえ、創意工夫を凝らして部員数の確保に努めるとともに可能な限り学校単位での大会参加ができるよう努力することが望ましい。一方で,加速する少子化傾向への対策として部員不足に伴う合同チーム編成についても適切に導入・実施されるべきものと考える。

これらの考え方に基づいて、複数校合同チームによる大会参加については以下のように取り扱うこととした。

１．部員不足に伴う複数校合同チームの大会参加について

(1)全国高等学校総合体育大会は学校対抗を原則としているが、部員不足により各学校を単位として大会に参加する要件を満たすことができない場合,必要な手続きを経た上で、複数校合同チームの参加を認めることとする。

(2)各都道府県高体連及び専門部においては、各都道府県の大会等の参加に関する基準等を検討し、実施可能な専門部から合同チームが成果を発表できる場を設けるよう努力する。その際、合同チームの編成が勝利至上主義的発想で行われることのないよう十分留意する。

２．学校の統廃合（設置者による学校の廃止及び廃止に伴う複数の学校の統合で、募集停止を伴うものをいう、以下同じ）に伴う複数校合同チームの大会参加について

(1)学校の統廃合は行政を含む設置者の都合によるものであるので、当該校に在籍する生徒の活動を保障するために、統廃合完了前の２年間に限り合同チームを組んで全国高等学校総合体育大会に参加することを認める。

(2)統廃合の予定があっても合同チームを編成せず、単独チームで出場することもできる。これについては学校毎ではなく、部活動毎に取り扱うものとする。

(3)同一競技において、選手が単独チームと合同チームの両方から大会に出場することはできない。

平成 14 年 3 月 9 日より施行
平成 19 年 3 月 3 日　改正
平成 25 年 5 月 21 日　一部改正「募集停止を伴うもの」追記
平成 25 年 12 月 6 日　一部改正「募集停止[学級減を含む]追記
令和 5 年 1 月 16 日　改正 部員不足に伴う複数校合同チームの全国高等学校総合体育大会参加承認

【別紙Ⅱの１】

「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

１　競技名　　水　球

２　合同チームの編成基準

（１）人数及び校数制限

部員とは全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）及び都道府県予選会等（以下「予選会」という。）に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

① 部員不足（６人以下）の２校による合同チーム
　例：Ａ校…６人　Ｂ校…６人
　　この場合、合計部員数が７人以上１２人以下であること。

② 部員不足（６人以下）の３校以上による合同チーム
　例：Ａ校…６人　Ｂ校…４人　Ｃ校…３人
　　：Ａ校…５人　Ｂ校…３人　Ｃ校…３人　Ｄ校…２人
　　：Ａ校…６人　Ｂ校…６人　Ｃ校…６人
　　この場合、合計部員数が７人以上１８人（但し、各大会出場時は１３人）以下であることとし、校数制限は設けない。

③ 特例：部員充足校と部員不足校による合同チーム
　例：Ａ校…７人　Ｂ校…６人
　　：Ａ校…８人　Ｂ校…３人　Ｃ校…２人
　　この場合、合計部員数は１３人以下であること。合計した人数が１３人を越えた上で、１３人を選抜する合同は認められない。

（２）編成期間

合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。

（特例）
前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。

（３）チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

（４）ユニフォーム

帽子については必ず統一する。帽子に校名が入っている場合、合同チームを構成する学校のいずれの名前でもかまわない。その他のユニフォームについては、学校ごとに統一

されていれば統一する必要はない。

3　合同チーム参加の承認

各都道府県高等学校体育連盟水泳専門部及び各地域高等学校体育連盟水泳専門部において編成基準に沿った合同チームであるかを審査し、当該の都道府県高体連会長が承認する。

【別紙Ⅱの２】

「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

１　競技名　　バスケットボール

２　合同チームの編成基準

（１）人数及び校数制限

部員とは全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）及び都道府県予選会等（以下「予選会」という。）に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

①部員数が４名以下のチームは複数校で合同チームを編成することができる。
②合同チームのメンバーは合計で予選会等各大会規定の登録メンバーを超えないようにすること。
③合同チームは同地区、同支部内で編成すること。
④合同チームは計画的に練習ができるようすること。
⑤合同希望チームが地区（又は支部など）で１チームしかない場合、また、同地区、同支部でもお互いの距離があり、計画的に練習ができない場合は、近隣の学校と合同チームを組むことができる。この場合、上記②の人数の規定は適用しない。

（２）編成期間

合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。

但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、特例として前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。

（３）チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

（４）ユニフォーム

統一することが望ましいが、各学校のユニフォームを着用して出場することも可とする。ただし、背番号は重複することのないようにする。

（５）申請について

①全国高体連が示す「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」の条件及び本ガイドラインを満たすことを前提とする。
② 合同チームを編成する場合、予選会申し込み日までに、都道府県専門部に申し出をし、審査を受け、大会参加申し込みの許可を得ること。
③ 合同チームで予選会等各大会に参加する場合、参加申し込み以降に入部した部員は出場することは出来ない。
④ 参加料・引率に係る経費等は、各校で協議し按分すること。

３　その他

※全国高体連が示す「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」（２）の条件

① 合同チームの各校は、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。
② 合同チーム該当競技は、原則として個人種目のない以下の団体競技とする。
水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー・ラグビー
フットボール・ソフトボール・アイスホッケー・ホッケー（計９競技）
③ 複数の都道府県・広域通信制及び混成課程による合同チームではないこと。
④ 合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。
（特例）
前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。
⑤ 合同チームの参加申込手続きは、各校の校長が承認の上、代表校長が行うこと。
⑥ 合同チームの引率は、各校の校長が認める各校の職員又は校長から委嘱された部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は各校の校長が合意した代表引率（部活動指導員を除く）とする。部活動指導員に引率を委嘱する校長は、都道府県高等学校体育連盟会長に事前に届け出ること。
⑦ 合同チームの監督・コーチ等は、各校の校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入すること。
⑧ ⑥⑦について各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うこと。
⑨ 参加料・引率に係る経費等は、各校で協議し按分すること。

【別紙Ⅱの３】

「部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」
バレーボール専門部

１．本ガイドラインの趣旨

合同チームは「部員不足」により単独校での大会参加を見合わせていたチームに出場の機会を与えるためのもので、強化を目的とした勝利至上主義であってはならない。

２．合同チームの構成

１）部員とは全国高等学校総合体育大会及び都道府県予選会等に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

２）部員不足とは単一の学校で部員が５人以下であることを指す。

３）公立校・私立校を問わず、いずれの組合せも可とする。

４）合同チームを構成する学校数は制限しない。但し、本大会にエントリーできる人数は12名以下とする。

５）監督・選手・マネージャーのエントリー人数は単独チームと同一とする。

６）引率責任者は、原則として構成するすべての学校において必要とする。

３．編成期間

１）合同チームの編成期間は、全国高等学校総合体育大会の都道府県予選会申込み時から本大会終了までとする。

２）合同チームの編成は予選会から本大会までの期間で変更することはできない。本大会の出場権を得た場合、合同チームを構成しているいずれかのチームの部員不足が解消されても合同チームで出場することとする。

４．チーム名

１）原則として合同チームを構成する校名の連記とする。

５．ユニフォーム

１）ユニフォームは統一することが望ましい。

２）合同チームを構成する各校別々のユニフォームを着用する場合には背番号の重複を避け、リベロプレーヤーはリベロゼッケンを着用する。

６．合同チーム編成の特例

１）合同チームを構成しているチームのうちいずれかのチームが部員不足を解消した場合、部員不足が解消されていない構成チームは出場機会を失する可能性がある。そうしたチームの出場機会を確保するため、次の条件で合同チームを継続することを認めることがある。

ア．部員不足が解消していないチームが他の部員不足のチームと合同チームを組むことが地理的な条件などにより難しいと判断される場合。

イ．合同チームを構成するチームは、前年度に合同チームとして参加実績のあるチーム同士であること。

ウ．その他合理的と判断される理由がある場合。ただし、１の趣旨に反しないこと。

２）この特例をうける場合には当該校の校長連名により都道府県高等学校体育連盟会長及びバレーボール専門部に申請するものとする。

３）特例適用の可否は申請を受理した都道府県高等学校体育連盟及びバレーボール専門部の連携の下、都道府県高体連会長が承認する。

【別紙Ⅱの４】

「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

１　競技名　　ハンドボール

２　合同チームの編成基準

（１）人数及び校数制限

部員とは全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）及び都道府県予選会等（以下「予選会」という。）に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

①部員不足（６人以下）の２校による合同チーム

例：Ａ校…６人　Ｂ校…６人

この場合、合計部員数が５人以上１２人以下であること。

②部員不足（６人以下）の３校以上による合同チーム

例：Ａ校…６人　Ｂ校…６人　Ｃ校…６人

：Ａ校…４人　Ｂ校…４人　Ｃ校…３人　Ｄ校…１人

この場合、合計部員数が７人以上１８人以下であることとし、校数制限は設けない。但し、大会出場時は１４人以下であること。

③特例：部員が７人以上校と部員不足校による合同チームを認める。

例：Ａ校…　７人　Ｂ校…５人

：Ａ校…１０人　Ｂ校…２人

Ａ校…１５人　Ｂ校…１人

但し、大会出場時は１４人以下であること。

（２）編成期間

合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。

（特例）

前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。

（３）チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

（４）ユニフォーム

統一したユニフォームであること。

(ユニフォームに記載されている校名の規定は設けない)

「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

１　競技名　　サッカー

２　合同チームの編成基準

（１）人数及び校数制限

部員とは全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）及び都道府県予選会等（以下「予選会」という。）に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

①部員不足（１０人以下）の２校による合同チーム

例：Ａ校…１０人　Ｂ校…６人

この場合、合計部員数が７名以上とし、合計部員数の上限は設けない。

②部員不足（１０人以下）の３校以上による合同チーム

例：Ａ校…７人　Ｂ校…５人　Ｃ校…３人

：Ａ校…５人　Ｂ校…４人　Ｃ校…３人　Ｄ校…２人

この場合、合計部員数が７人以上とし、校数制限は設けない。

〔特例を認める競技は③記載〕**＊特例とは競技を円滑に進める最低部員数を考慮する場合**

③特例：部員が揃っている高校と部員不足校による合同チーム

例：Ａ校…　１１人　Ｂ校…４人

：Ａ校…１２人　Ｂ校…３人　Ｃ校…３人

この場合、合計部員数は２０人以下であることが望ましい。

（２）編成期間

合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。

（特例）

前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。

（３）チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

（４）ユニフォーム

原則統一とする。

【別紙Ⅱの６】

「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

１　競技名　　ラグビーフットボール

２　合同チームの参加対象大会

全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という）及びその予選となる都道府県大会

３　編成手続き

（１）合同チームを希望する学校は、学校長の許可を経た後に、各都道府県専門部の定める期間内に定める様式にて申請し、承認を得る。

（２）各都道府県専門部は、承認後速やかに、その責任において合同チームを編成し、各都道府県高体連会長の承認を経た後に各校へ通知する。

（３）大会参加申し込みについては、各校校長承認の上、代表校長により行う。

４　編成

（１）編成条件

①部員とは大会に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

②合同チームの編成が可能なチームは、部員が１４人以下のチームとする。

但し、以下を特例とする。

特例１：部員が１５人以上いるが安全対策上の問題があるチーム

ｱ　適切に訓練されたフロントローがおらず、安全対策上問題があると各専門部が認めた場合

ｲ　けが人がおり、大会までに復帰、もしくは相応のトレーニングを積む期間が確保されず、試合時に１５人の出場が見込めないと各専門部が認めた場合

特例２：各都道府県専門部及び各都道府県高体連が大会運営・参加上もしくは安全対策上適当と判断した場合

※この場合、編成時に全国高体連ラグビー専門部に相談すること

③編成に際し、考慮すべき事項は以下のとおりである。各都道府県専門部は、これに従い、その責任において編成を行う。

ｱ　学校間の物理的・時間的距離

ｲ　ポジションのバランス　特にフロントローの人数

（少人数のチームは日頃よりフロントローとしての訓練を怠らないこと）

ｳ　専門的指導者の有無　偏らない

（３）編成校数

１チーム当たりの編成校数の上限は設けない

（４）編成後の部員数

①編成後の部員数は１５人～２０人前後を基準とする。これが不可能な場合においても、原則として登録人数の２５名を超えないものとする。

※２５名以内で編成が不可能である場合は、事前に全国高体連ラグビー専門部に相談すること

※２５名以内の編成であっても、イレギュラーな事例などについては全国高体連ラグビー専門部に相談すること

（５）編成期間

①合同チームの編成期間は、大会申し込み時から大会終了後までとする。その期間中に、部員の加入によって１５人を満たすチームがあったとしても、申し込み後は大会終了後まで合同チームの編成は解かない。

②編成期間終了後、部員が１５名となったチームは次の大会申し込み時には原則として合同チームの申請はできない。但し、上記「４」・（１）・②の特例２に該当する場合は事前に全国高体連ラグビー専門部に相談すること

（６）チーム名

原則として編成校の校名連記とする。トーナメント表の標記等においては、便宜上「合同Ａ」などの標記を認める。

（７）ユニフォーム

ジャージについては統一し、短パンについては同色とする。

５　その他

合同チームの編成許可及びその編成作業は全国高体連による「部員不足に伴う複数校、合同チーム参加規程」及び本ガイドラインに基づいて各都道府県専門部及び各都道府県高体連が判断し、実施することを原則としている。その精神は、①成果を発揮する機会の保障と確保②公正・公平③安全対策の３点である。**各都道府県専門部と各都道府県高体連は、これらの精神に則り、各都道府県の登録状況などの事情を鑑みながら適正に運営されること。**

令和５年４月１日より施行

「ソフトボール競技　部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

１　競技名　　ソフトボール

２　合同チームの編成基準

（１）人数及び校数制限

部員とは全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）及び都道府県予選会等（以下「予選会」という。）に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

①部員不足（８人以下）の２校による合同チーム

例：Ａ校…８人　Ｂ校…６人

この場合、合計部員数が９人以上１６人以下であること。

②部員不足（８人以下）の３校以上による合同チーム

例：Ａ校…７人　Ｂ校…５人　Ｃ校…３人

：Ａ校…５人　Ｂ校…４人　Ｃ校…３人　Ｄ校…２人

この場合、合計部員数が９人以上２４人（但し、予選会出場時は都道府県の実情（予選会登録数）に合わせる）以下であることとし、校数制限は設けない。また、大会出場時は１７人以下であることとする。

※合同チームの編成は、①②を原則とする。但し①②で編成できない場合のみ、以下の③④の特例も認める。

③特例１：部員が９人以上いる学校と部員不足校（８人以下）の２校による合同チーム

Ａ校…　９人以上　Ｂ校…８人以下

原則として、合計部員数は１６人以下が望ましいが、部員不足の学校と合同を組める９人以上いる学校が１校しかない場合はこの限りではない（但し、大会出場時は都道府県の実情（予選会登録数）に合わせる）。

④特例２：部員が９人以上いる学校と部員不足校（８人以下）の３校以上による合同チーム

Ａ校…　９人以上　Ｂ校…３人　Ｃ校…２人　Ｄ校…３人

原則として、合計部員数は２４人以下が望ましいが、部員不足の学校と合同を組める９人以上の学校が１校しかない場合はこの限りではない（但し、予選会出場時は都道府県の実情（予選会登録数）に合わせる）。

（２）編成期間

合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。

但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、特例として前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員数不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。

（３）チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

（４）ユニフォーム

統一する必要はない。

ただし、主将は１０番をつけ、ユニホームナンバーは同じ番号にならないようにする。

３　その他

全国高体連の規定及びソフトボール専門部のガイドラインに基づき、各都道府県の実情に合わせた各都道府県高体連ソフトボール専門部の規定を盛り込むことを認める。

「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

１　競技名　　ホッケー

２　合同チームの編成基準

（１）人数及び校数制限

部員とは全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）及び都道府県予選会等（以下「予選会」という。）に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

① 部員不足（１０人以下）の２校による合同チーム

例：Ａ校…８人　Ｂ校…６人

この場合、合計部員数が１１人以上２０人以下であること。

但し、大会出場エントリー数は１５人以下とする。

② 部員不足（１０人以下）の３校以上による合同チーム

例：Ａ校…７人　Ｂ校…５人　Ｃ校…３人

：Ａ校…５人　Ｂ校…４人　Ｃ校…３人　Ｄ校…２人

この場合、合計部員数が１１人以上２１人以下であること。

但し、大会出場エントリー数は１５人以下とする。

校数制限は設けない。

③ 特例：部員が１１～１４人校と部員不足校による合同チーム

例：**Ａ校１１～１４人　Ｂ校１～４人**

この場合、合計部員数は１５人以下であること。

（２）編成期間

合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。

（特例）

前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。

（３）チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

（４）ユニフォーム

参加校のいずれかのユニフォームを使用するか、新規に作成した合同チームのユニフォームを使用する。

（５）その他

① 合同チームとなる２校以上の部員（日本ホッケー協会登録）が各校 10 人以下であること。
② 全国高校総体及び各都道府県予選及び各ブロック予選においてのエントリー数は、１５名とする。
③ 合同チームは必ず日本ホッケー協会にチーム登録が完了した学校でなければならない。

事　務　連　絡
令和５年２月 20 日

都道府県高等学校体育連盟 会長　殿
全国高等学校体育連盟専門部 部長　殿

（公財）全国高等学校体育連盟
運動部活動作業部会

部員不足に伴う複数校合同チームの編成等に係るご質問等のまとめについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本連盟の諸事業の推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、部員不足に伴う複数校合同チームの全国大会への参加について、１月２３日付文書にてお示しいたしました。その後、このことを受け関係の皆様方からご質問、ご要望等をいただいております。その中で、全体で共有すべき内容について下記のとおり整理いたしましたのでお知らせいたします。

本取組みは、加速する少子化傾向への対応策の一つであり、部員不足の状況下でも真摯に努力する高校生にとって意義ある取組みと考えております。同時にインターハイ及びこれに繋がる予選会においては、極めて大きな変更となることから関係の皆様方にはご苦労をお掛けする場面もあるかと思いますが、引き続きご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

１　主な質問と回答

質問　１　高等専門学校との合同編成は可能か？

【回答】　現状の規程、「大会参加資格の別途に定める規程」では、「高等専門学校にあっては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致している（一部要約）」を条件に大会への参加が認められていることから、合同編成も可能である。

質問　２　合同チームがインターハイに出場する際の申し込み用紙・書式について？

【回答】　該当競技の参加申し込み用紙については、現在、全国高体連事務局内にて内容の確認及び変更箇所の整理等の作業中。本作業終了後、当該競技専門部と開催地実行委員会間で確認作業を行った上で完成版の作成となる予定。

質問　３　前年度合同編成の実績に基づき、翌年度に合同活動が延長できる特例がある。この前年度実績の対象となる合同期間について？

【回答】　「部員不足に伴う複数校合同チームの参加規程」の（２）条件④（特例）に「前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り（以下、省略）」と記載されているとおり、特例の対象となる場合の考え方としては、「予選会への参加」が前提となる。

質問　４　本取組みに関する当該中央競技団体への周知はどうなっているのか？

【回答】　当該中央競技団体への周知については現時点では未実施である。今後、当該の競技専門

部を通して周知する予定である。

質問　５　例えば３校による合同チームが代表権を得た後に１校（一人校）の選手が負傷等により、高校総体には学校として出場できないことが明白となった。この場合、当該校を合同チームから除外して総体にエントリーすべきか否か？

【回答】　代表権は当該の合同チーム（この場合３校）に与えられること、また、負傷等の理由により出場が出来なくなった当該校生徒に対する教育的配慮の観点からも除外する必要はない。ただし、総体参加申込書の記載方法や参加料の按分等への対応があることから、このことに関する当該校の判断結果が優先されることは当然のことである。

質問　６　予選会申し込み時点で合同編成した２チームが新入生の加入により双方、または片方の学校が充足校となった場合、途中、または代表校となった場合も合同チームとして活動するのか？

【回答】　予選会エントリー時点で合同チームとして参加申込を行った後に、新入部員の入部等により部員不足が解消した場合も当年度の総体終了までは、合同チームとして大会出場を継続することになる。また、エントリー後に入部した新入部員等の大会出場については、原則認められるものと考えられるが競技特性に基づく対応に違いあることから、当該競技が定める競技別ガイドラインの内容に沿って対応することとなる。

質問　７　全国選抜大会等で部員不足に伴う複数校合同チームの参加を認める場合の考え方及び手続き等はどのようになるのか？

【回答】　本取組みはインターハイを対象としてものである。一方、選抜大会は各中央競技団体が主催であることを考慮した上でこのことに関する言及はしていない。仮にある競技で令和５年度選抜大会への同取組の導入を予定する際には、当該中央競技団体と当該競技専門部間で協議の上、基本問題検討委員会に、「実施要項の参加資格の変更」として申請することで対応することとなる。

２　その他

（１）今後、追加の質問等があった場合も必要に応じて関係者と共有する。

（２）この件に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

（公財）全国高等学校体育連盟　専務理事　奈良　隆

電　話　03-6268-0027　　メール　info@zen-koutairen.com

以上